

「直接雇用みなし規定」骨子案

- 1 労働者派遣の役務の提供を受ける者が次に掲げる行為をした場合には、当該労働者派遣に係る派遣労働者は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、自己の雇用主とみなす旨を通告することができるものとする。こと。
 - ① 情を知って、無許可で一般労働者派遣事業を行う者又は偽りその他不正の行為により許可若しくは許可の有効期間の更新を受けた者から労働者派遣の役務の提供を受けること。
 - ② 情を知って、無届で特定労働者派遣事業を行う者から労働者派遣の役務の提供を受けること。
 - ③ 労働者派遣の期間制限の通知を受けたにもかかわらず、当該期間制限に抵触することとなる日以降継続して、当該通知に係る派遣労働者を使用すること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、労働者派遣法又は同法に基づく命令若しくは処分に違反する行為であって、派遣労働者の利益を著しく害する行為として厚生労働省令で定めるもの
- 2 1による通告があった場合には、当該通告をした派遣労働者と当該労働者派遣をする事業主との間の雇用契約は、当該通告が当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に到達したときに、当該労働者派遣をする事業主から当該労働者派遣の役務の提供を受ける者へ移転したものとみなすものとする。この場合において、当該通告が1③に掲げる行為を理由とするものであるときは、当該派遣労働者は、当該雇用契約を期間の定めのないものに変更することができるものとする。
- 3 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働者派遣に係る派遣労働者から1に基づき雇用主とみなす旨の通告を受けたときは、直ちに、当該通告を受領した旨を当該派遣労働者に通知しなければならないものとする。この場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者は、自己の行為が1①から④までに該当しないと思料するときは、その旨を併せて通知しなければならないものとする。
- 4 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、1による通告を受けたときは、直ちに、その旨を当該労働者派遣をする事業主に通知しなければならないものとする。